

個人情報の保護に関する事項（説明書）

（秘密保持）

1. 事業者および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
2. 事業者は、入所者さま、およびその家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において入所者さま、およびその家族の個人情報を用いません。

（個人情報の保持）

事業者は、サービスを提供する上で知り得た入所者さま、およびその家族に関する秘密・個人情報についてはサービスの提供等業務遂行に必要な場合を除き、契約中および契約終了後も第三者に漏らすことはありません。

1. 前項の「サービス提供等業務遂行に必要な場合」とは次のとおりです。
 - ・ 入所者さまのサービス計画を立案し、円滑にサービス提供を行うために開催するサービス担当者会議における情報提供。
 - ・ 介護支援専門員等との連絡調整において必要となった場合。
 - ・ サービス提供に関して保険者の意見を求める必要がある場合。
 - ・ 他の医療機関への紹介を行う場合。
2. 前項以外に個人情報をを用いる場合は別に同意書による同意を得た上で提供します。
3. 情報提供に当たって、個人情報の提供は必要最低限とし、関係する者以外の者に漏れることのないよう十分注意するとともに、個人情報を使用した会議の内容や相手方などについて記録します。
4. 事業所は、従業員が退職後、在職中に知り得た入所者さま、およびその家族の情報を漏らすことのないよう必要な措置を講じます。
5. 事業所は、入所者さまの個人情報について事業所が定める個人情報保護方針および個人情報の利用目的に従い、適切に扱われるよう必要な措置を講じます。
6. 入所者さまは、個人情報について、事業所が定める個人情報保護方針および個人情報の利用目的をよく理解し個人情報の利用に同意します。